

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、児童が自ら尊い命を絶つ可能性もあることから、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題である。
加えて、いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、教職員がいじめ防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ問題に取り組むための組織

(1) いじめ防止のための組織

①名称 「いじめ対策委員会」

②構成員

校長、教頭、教務、生活指導部長、いじめ担当教諭、関係教職員、養護教諭、支援コーディネーター、SSW、SC、SSW サポーター

③役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- イ いじめの未然防止と対応
- ウ 校内研修の企画と実施
- エ 担任等がいじめを抱え込まないための職場づくり
- オ 年間計画の企画と実施、各取組の有効性の検証

(2) いじめ対応のための組織

①名称 「ケース会議」

②構成員

校長、教頭、生活指導部長、いじめ担当教諭、関係教職員、養護教諭、支援コーディネーター、担任、SSW サポーター等

③役割

- ア いじめ事案に対応する緊急体制の構築
- イ いじめ事案に係る情報収集・共有と解決のための協議
- ウ 緊急・重篤ないじめ事案発生時の教育委員会・警察等関係機関との連携
- エ いじめ事案解決のための目標設定と方策の決定及び実行

（ただし、緊急を要する場合は、校長、教頭、いじめ担当教諭、支援コーディネーターで緊急対応の措置を講ずる。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、別紙のとおり実施する。

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年3回以上開催し、学校基本方針や年間計画の内容、個別のいじめ事案についての検証等についてPCDAサイクルで点検・見直しを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

- ・人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて推進する。
- ・いじめ対策委員会を中心に、教育相談体制などの校内組織を構築する。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係諸機関と連携し、いじめ防止の啓発等に取り組む。

2 いじめの防止のための措置

- (1)年間計画に基づき、各教科、道徳、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて児童の成長を促す指導を行う。
- (2)児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3)教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図る。
- (4)携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ防止のため、保護者への啓発や児童を対象とした情報モラル教育に取り組む。
- (5)学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

- ・児童のささいな変化を見逃さず、気づいた情報を教職員が確実に共有することに努める。
- ・必要に応じて関係者を召集し、いじめに対応する体制構築と早期解決に取り組む。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1)児童のささいな変化に気づくため、教職員が学級や各教科、保健室の様子把握に努める。
- (2)定期的にいじめアンケート等を実施し、いじめに係る実態把握に努めるとともに、普段から児童への態度や関わり方を見直す機会を設ける。
- (3)保護者や地域と連携して児童を見守る体制を構築するとともに、教育相談体制を広く周知する。

第4章 いじめの対応

1 基本的な考え方

- ・いじめ問題対策行動チャートに沿い、適切に対応する。
- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに事実確認を行う等組織的に対応する。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、いじめを受けた児童の立場に立った親身の指導を行う。
- ・いじめた児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で事案に対応する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所管警察署と連携する。

2 いじめに対する措置

- (1)児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、詳細な事実確認を行うとともに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (2)教職員は一人で抱え込まず、速やかに校長等に報告するとともに、いじめ担当教諭が中心となりケース会議等を実施し情報共有と具体的対策の検討を図る。
- (3)事実確認の結果、いじめが認知された場合、校長が教育委員会に報告し、相談する。
- (4)いじめを受けた児童には、保護者と連携の上、一定期間別室で学習を行わせる等の措置を講じる。
- (5)いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、他人の痛みを理解できるようにする指導を保護者

と連携し根気強く継続して行う。

- (6)いじめを見ていた児童に対しても、いじめる行為と同様に許されないという認識を持たせ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- (7)いじめを受けた児童、いじめた児童に対しては、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行う等、必要に応じて連携する。
- (8)いじめにかかる情報があったときに緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、および関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- (9)いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と連携といった対応を組織的に実施する。
- (10)いじめを受けた児童に対して苦痛を感じなくなってから3か月が経過しているか継続して観察する。

第5章 重大事態への対処

1 基本的な考え方

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、教育委員会に速やかに報告するとともに、教育委員会と協議の上、調査組織を設置し、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

2. 重大事態への対処

(1)生命、心身又は財産に重大な被害としては具体的に以下の事象を想定する

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(2)相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・年間30日を目安に、一定期間連続して欠席しているような場合

(3)重大事態の疑いがあるかどうかを判断する際には、大阪府教育委員会作成の「問題行動への対応チャート」や四條畷市教育委員会作成の「問題行動等対応指針（暴力に関する事象への対応）」を参照すること。

<学校が調査主体の場合>

(1)教育委員会に重大事態の発生を報告し、協議の上、調査組織を設置する。

(2)調査組織は、詳細な事実関係を把握し、

(3)調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導や、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

(4)いじめられた児童及びその保護者からの聞き取り

①いじめられた児童又はその保護者からのからの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先する。

②いじめられた児童及びその保護者からの聞き取りが不可能な場合

- ・児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(5)いじめられた児童及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報に十分配慮する。

(6)調査結果の教育委員会への報告

学校は、調査の経過を教育委員会に適宜報告するとともに、調査結果を教育委員会に速やかに報告する。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることとする。

<教育委員会が調査主体の場合>

(1)重大事態の経緯の事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合は、

学校の下に、教育委員会主体の調査組織を設置する。

(2)学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態への対処等に適切に対応する。